建設業退職金共済制度「掛金収納書(契約者が発注者へ)」提出書又は証紙を購入しない場合の理由書

工	事名	
契;	約者名	
	(証紙を購入しない場合は、必ず押印すること)	
1.	契約締結後1ヶ月以内に、「掛金収納書」を貼り、さぬき市財産活用課へ提出してくださ	٠ ٧ ٢
2.	証紙購入が遅れる場合	
	(1) 購入予定時期	
	(2) 理由 (
3.	証紙を購入しない場合 (○をつけ、必要事項を記入)	
	(1) 全て他の退職金制度の対象社員・労働者による施工である。	
	(2) その他(具体的に)	

「掛金収納書(契約者が発注者へ)」貼付箇所

- *当該工事に必要な証紙を購入し、労務者の共済手帳に貼付してください。
- *下請契約を締結する際は、下請業者に対しても本制度の促進に努めてください。
- *建設業退職金制度については下記までお問い合わせください。

建設業退職金共済事業香川県支部高松市磨屋町6-4香川県建設会館内087-851-7919